

国民健康保険の手続きはお早めに!!

就職や退職などによる国民健康保険（国保）の加入や脱退には届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きをしてください。

国保の加入・脱退

退職して職場の健康保険を脱退した、健康保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入する場合は届け出をしてください。

届け出が遅れた場合でも国保税は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって納め

る必要があります。就職して職場の健康保険に加入した、健康保険の扶養家族になった

などの場合は、国保脱退の届け出をしてください。

学生用の保険証

修学のため市外に住所を定める学生に、学生用の保険証を交付していますので届け出

人間ドック

国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者に対する、令和3年度人間ドック費用助成の申請受け付けを4月1日（木）から開始します。詳しくは、広報ぬまた4月号でお知らせします。

マイナンバーカードの健康保険証利用

3月より順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定です。利用にはマイナンバーで事前登録が必要が必要です。

※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになってからも、これまでどおり国民健康保険証で医療機関などを受診できます

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線3135、白沢支所生活係 ☎内線7848、利根支所生活係 ☎内線7940

届け出が必要なとき		手続きに必要なもの	
加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書	世帯主、対象者全員のマイナンバーカード、または「通知カード」「身分を証明するもの」
	他の健康保険を脱退した、またはその扶養家族から外れた	社会保険離脱証明書	
	子どもが生まれた	母子健康手帳	
脱退	他の市町村に転出する	国保の保険証	
	他の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保の保険証／加入した保険の保険証	
	死亡した	国保の保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	世帯全員の保険証	
	修学のため別に住所を定める	国保の保険証／在学証明書	
	保険証を紛失・破損した	身分を証明するもの	

※通知カードに記載された住所や氏名などが住民票と一致している場合に限り、マイナンバーの証明をすることができます
※「身分を証明するもの」は、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなどです。それ以外のもは手続き前に国保年金課にご確認ください

引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに!!

引っ越しなどで住所を変更する異動届（転入届・転出届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などにより市外へ転出する場合は、予定日が決まりましたら早めに転出届を提出してください。市内での住所異動や市外から本市へ住所を異動する人は、新しい住所に住み始めてから14日以内に手続きを済ませてください。

<手続きに必要なもの>

- ▼免許証などの本人確認書類
- ▼マイナンバーカード（お持ちの人のみ）
- ▼転出の場合は印鑑登録証（登録者のみ）
- ▼国民健康保険証（該当者のみ） など

休日窓口を開設します

開設日 3月28日（日）、4月4日（日）
開設時間 午前8時30分～午後5時15分
開設場所 市民課・国保年金課（テラス沼田3階）
取り扱い業務 住所異動、市民課で発行する各種証明、マイナンバー関連業務、国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療など
 ※パスポート、年金業務は取り扱いできません
 ※戸籍の届け出は預かりのみ

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの人は、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できます。窓口の手数料より50円割引になりますのでご利用ください。

問合せ 市民課市民窓口係 ☎内線3003・3004